

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途について、次のとおりの制限が行われています。

		三島町二丁目地区 見直し前	小川町地区 見直し後	三島町二丁目地区 見直し後	小川町地区 見直し前	
用途地域内の建築物の用途制限						備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの						×
店舗等	(床面積) ~ 150㎡以下	×				○
	(床面積) 150㎡超 ~ 500㎡以下	×	×			○
	(床面積) 500㎡超 ~ 1,500㎡以下	×	×	×		○
	(床面積) 1,500㎡超 ~ 3,000㎡以下	×	×	×	×	○
	(床面積) 3,000㎡超 ~ 1万㎡以下	×	×	×	×	○
	(床面積) 1万㎡を超えるもの	×	×	×	×	×
事務所等	(床面積) 1,500㎡以下	×	×	×		○
	(床面積) 1,500㎡超 ~ 3,000㎡以下	×	×	×		○
	(床面積) 3,000㎡を超えるもの	×	×	×		○
ホテル、旅館	×	×	×		×	×
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	×		○
	カラオケボックス等	×	×	×		○
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×		○
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×
	キャバレー、個室付き浴場等	×	×	×	×	×
公共施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校					×
	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×			×
	神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	○	○			○
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×		○
	自家用倉庫	×	×			○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×		○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×		○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×		○
	危険性が大きいおそれがある工場	×	×	×		○
自動車修理工場	×	×	×		○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域においては都市計画決定が必要					

注：本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。